

	特定有害物質の種類	汚染土壌処理基準		地下水基準[mg/L]	第二溶出量基準 [mg/L]	第二地下水基準 [mg/L]
		溶出量基準[mg/L]	含有量基準[mg/kg]			
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.003	カドミウムとして 45	カドミウムとして 0.003	カドミウムとして 0.09	カドミウムとして 0.03
2	シアン化合物	検液中にシアンが検 出されないこと。	遊離シアンとして 50	検液中にシアンが検 出されないこと。	シアンとして 1	シアンとして 1
3	有機燐(りん)化合物	検液中に検出されない こと。	—	検液中に検出されない こと。	1	1
4	鉛及びその化合物	鉛として 0.01	鉛として 150	鉛として 0.01	鉛として 0.3	鉛として 0.1
5	六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05	六価クロムとして 250	六価クロムとして 0.05	六価クロムとして 1.5	六価クロムとして 0.5
6	砒(ひ)素及びその化合物	砒(ひ)素として 0.01	砒(ひ)素として 150	砒(ひ)素として 0.01	砒(ひ)素として 0.3	砒(ひ)素として 0.1
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀として 0.0005 かつ、検液中にアルキ ル水銀が検出されな いこと。	水銀として 15	水銀として 0.0005 かつ、検液中にアルキ ル水銀が検出されな いこと。	水銀として 0.005 かつ、検液中にアルキ ル水銀が検出されな いこと。	水銀として 0.005 かつ、検液中にアルキ ル水銀が検出されな いこと。
8	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されない こと。	—	検液中に検出されない こと。	0.003	0.003
9	トリクロロエチレン	0.01	—	0.01	0.1	0.1
10	テトラクロロエチレン	0.01	—	0.01	0.1	0.1
11	ジクロロメタン	0.02	—	0.02	0.2	0.2
12	四塩化炭素	0.002	—	0.002	0.02	0.02
13	1, 2-ジクロロエタン	0.004	—	0.004	0.04	0.04
14	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	—	0.1	1	1
15	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	—	0.04	0.4	0.4
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	—	1	3	3
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	—	0.006	0.06	0.06
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	—	0.002	0.02	0.02
19	チウラム	0.006	—	0.006	0.06	0.06
20	シマジン	0.003	—	0.003	0.03	0.03
21	チオベンカルブ	0.02	—	0.02	0.2	0.2
22	ベンゼン	0.01	—	0.01	0.1	0.1
23	セレン及びその化合物	セレンとして 0.01	セレンとして 150	セレンとして 0.01	セレンとして 0.3	セレンとして 0.1
24	ほう素及びその化合物	ほう素として 1	ほう素として 4000	ほう素として 1	ほう素として 30	ほう素として 10
25	ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.8	ふっ素として 4000	ふっ素として 0.8	ふっ素として 24	ふっ素として 8
26	塩化ビニルモノマー (別名 クロロエチレン)	0.002	—	0.002	0.02	0.02